

社会福祉法人 室蘭福祉事業協会本部事務局規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会（以下「法人」という。）本部事務局の組織及び事務分掌について必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 事務局に事務局長、事務局次長、課長、係長、事務職員を置く。

2 前項に定めるほか、主幹、主査等、必要に応じ他の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事長及び常務理事の命を受けて事務局の事務を統轄し、職員を指揮監督する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 事務局次長、課長は上司の命を受け、分掌事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

6 その他の職員は、上司の命を受け、分掌事務に従事する。

7 事務局長、事務局次長、課長及び係長に事故あるとき、又は、不在のときは、理事長は、事務代理又は事務扱いを命ずることができる。

(係の設置)

第3条 本部事務局総務課に総務係及び児童福祉係を置く。ただし、老人福祉事業に係る事務は総務係の所管とする。

(事務分掌)

第4条 本部事務局総務課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務係

(1) 理事会及び評議員会に関すること。

ア 理事会及び評議員会の招集に関すること。

イ 理事会及び評議員会に提案する議案、諮問及び報告に関すること。

ウ 理事会及び評議員会の権限に属する事項の専決処分等に関すること。

(2) 役員、評議員等の人事に関すること。

(3) 苦情・相談第三者委員会に関すること。

(4) 定款に関する事項等、官公署に対する許認可等の申請、届出等に関すること。

ア 施設の設置、変更、廃止申請に関すること。

イ 定款変更届等に関すること。

(5) 法人印の管守に関すること。

(6) 法人の財産管理に関すること。

ア 基本財産以外の重要な固定財産の取得及び改良等のための支出並に処分の承認に関すること。

イ 理事長が必要と認める固定資産の貸付、譲り渡し、交換又は使用の決定等に関すること。

(7) 法人の諸登記に関すること。

(8) 予算、決算に関すること。

(9) 職員の人事及び給与に関すること。

ア 表彰及びほう賞等の申請事務並びに感謝状の贈呈に関すること。

イ 常務理事及び役員等の任免に関すること。

ウ 理事長及び役員等の市外出張命令及び復命に関すること。

エ 職員の登用試験及び任用試験の実施に関すること。

オ 職員の任免に関すること。

カ 職員の分限及び懲戒に関すること。

キ 職員の代表者との協定締結に関すること。

- ク 職員の人事配置に関する事。
- ケ 職員の給与の決定に関する事。
- コ 職員の普通昇給の決定に関する事。
- サ 職員の特別昇給及び昇給延伸の決定に関する事。
- シ 職員の勤務条件及び主要なサービスの決定に関する事。
- ス 職員の休職及び復職の命令に関する事。
- セ 会計責任者及び出納職員の任命に関する事。
- ソ 職員の労務管理及び福利厚生に関する事。
- タ 職員の法定福利費に関する事。
- チ 職員の退職共済等に関する事。
- ツ 准職員、契約職員及びパート職員の任免に関する事。
- テ 准職員、契約職員及びパート職員の報酬、賃金、手当等の決定に関する事。
- ト 准職員、契約職員及びパート職員の勤務条件及び主要なサービスの決定に関する事。
- (10) 業務管理検討委員会及び人事考課検討委員会に関する事。
- (11) 諸規則及び諸規程に関する事。
- (12) 関係機関及び各施設との連絡、調整に関する事。
- (13) 職員の健康診断に関する事。
- (14) 各種調査、報告等に関する事。
- (15) 施設長連絡会議等に関する事。
- (16) 老人福祉事業に関する事。
- (17) その他他の係に属さない必要な事項に関する事。

児童福祉係

- (1) 官公署に対する許認可等の申請、届出に関する事。
- (2) 施設の維持管理に関する事。
- (3) 保育所に関する各種補助金の申請受理に関する事。
- (4) 保育所に関する借入金の借入、償還に関する事。
- (5) 保育所に関する各種契約に関する事。
 - ア 物品購入、工事施行及び指名業者の決定並びに予定価格の決定、入札の執行に関する事。
 - イ 契約その他の支出負担行為に関する事。
- (6) 保育所に関する金銭及び物品の受贈の承認に関する事。
- (7) 保育所に関する損失補償に関する事。
- (8) 保育所に関する損害補償に関する事。
- (9) 保育所に関する福祉施設変更認可申請（施設長の変更）に関する事。
- (10) 保育所に関する施設長設置単価適用承認申請に関する事。
- (11) 保育所に関する施設長未設置単価適用報告に関する事。
- (12) 保育所に関する被服の貸与に関する事。
- (13) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。
- (14) 乳幼児家庭保育事業に関する事。
- (15) 保育所に関する各種調査、報告等に関する事。
- (16) その他保育所に関する必要な事項に関する事。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。